

## 職業訓練指導員免許職種一覧

園芸科	内燃機関科	建築科	木材工芸科
造園科	建設機械科	枠組壁建築科	竹工芸科
森林環境保全科	農業機械科	とび科	漆器科
鉄鋼科	縫製機械科	建設科	貴金属・宝石科
鑄造科	織布科	プレハブ建築科	印章彫刻科
鍛造科	織機調整科	屋根科	塗装科
熱処理科	染色科	スレート科	広告美術科
塑性加工科	ニット科	建築板金科	デザイン科
溶接科	洋裁科	防水科	義肢装具科
構造物鉄工科	洋服科	サッシ・ガラス施工科	電気通信科
金属表面処理科	縫製科	畳科	電話交換科
機械科	和裁科	インテリア科	事務科
電子科	寝具科	床仕上げ科	貿易事務科
電気科	帆布製品科	表具科	流通ビジネス科
コンピュータ制御科	木型科	左官・タイル科	写真科
発電電科	木工科	築炉科	介護サービス科
送配電科	工業包装科	ブロック建築科	理容科
電気工事科	紙器科	熱絶縁科	美容科
自動車製造科	製版・印刷科	冷凍空調機器科	ホテル・旅館・レストラン科
自動車整備科	製本科	配管科	観光ビジネス科
自動車車体整備科	プラスチック製品科	住宅設備機器科	日本料理科
航空機製造科	レザー加工科	さく井科	中国料理科
航空機整備科	ガラス科	土木科	西洋料理科
鉄道車両科	ほうろう製品科	測量科	臨床検査科
造船科	陶磁器科	建築物設備管理科	フラワー装飾科
時計科	石材科	ボイラー科	メカトロニクス科
光学ガラス科	麺科	クレーン科	情報処理科
光学機器科	パン・菓子科	建設機械運転科	フォークリフト科
計測機器科	食肉科	港湾荷役科	建築物衛生管理科
理化学機器科	水産物加工科	化学分析科	福祉工学科
製材機械科	発酵科	公害検査科	

## 令和4年度職業訓練指導員免許 資格取得講習（48時間講習）案内

京都府職業能力開発協会

この講習は、「職業能力開発促進法」で定める職業訓練指導員免許の資格を取得することができる講習です。

次の講習科目を履修し、確認試験に合格された方は、所定の手続き（3頁）に従って京都府知事に申請を行うことにより、京都府知事から指導員免許が与えられます。

※この講習は京都府職業訓練指導員の採用試験ではありません。

◎本講習は、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底したうえで実施いたします。会場担当者の指示に従い、対策を講じるようご協力をお願いします。ご協力いただけない場合は、受講をお断りする場合があります。

◎申請受付は、**京都府職業能力開発協会（4頁）あての郵送のみ**とさせていただきます。

◎申請に当たっては、別紙の「新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策の徹底」をご確認のうえ、講習初日及び講習前2週間の体調について同文書の事前チェックを必ず行い、講習初日に会場担当者に提出願います。

### 1 講習のあらまし

【実施日程】 令和4年8月3日(水)～5日(金)、8日(月)～10日(水)  
午前8時30分～午後5時30分（休憩：正午～午後1時）

【会場】 京都府立京都高等技術専門学校  
京都市伏見区竹田流池町121-3（京都市営地下鉄「くいな橋」駅1番出口 正面）  
※講習に関する問い合わせは、**京都府職業能力開発協会 総務振興課（4頁）**でお受けしています。  
（会場ではお答えできませんのでご注意ください）

【講習科目】

- (1) 職業訓練原理（沿革、現状、目的、指導員の役割等）
  - (2) 教科指導法（訓練計画、訓練実施計画、指導環境の準備、指導の進め方、教材の活用等）
  - (3) 安全衛生（安全衛生の意義、災害原因と防止対策、安全衛生管理体制とその業務等）
  - (4) 訓練生の心理（訓練生の理解と支援の必要性、訓練生の理解、障害のある訓練生の理解等）
  - (5) 生活指導（生活指導の目的、生活指導の範囲、生活指導の方法等）
  - (6) 関係法規（職業能力開発促進法、職業安定法、雇用保険法、労働基準関係法等）
  - (7) 事例研究（作業分解、指導案等の事例研究）
- ※ 確認試験〔(1)から(7)までの全科目出席の場合に受けられます〕

### 2 受講資格

受験資格の主なものは次のとおりです。

なお、当講習は、1の受講資格（技能検定1級・単一等級の合格者）の方以外は、受講資格の審査・各種証明などに時間を要する場合がありますので、早めにお問い合わせください。（4頁参照）

番号	受講資格	受講資格取得後の実務経験年数
1	技能検定合格者（1級・単一等級）（注）	0
2	大学卒業者（免許職種に係る学科を修了した者）	2
3	短期大学又は高等専門学校卒業者（免許職種に係る学科を修了した者）	4
4	高等学校卒業者（免許職種に係る学科を修了した者）	7
5	応用課程の高度職業訓練 修了者（技能照査合格者）	1
6	専門課程の高度職業訓練 修了者（技能照査合格者）	3
7	専門課程の高度職業訓練 修了者	4
8	普通課程の普通職業訓練 修了者（技能照査合格者）	6
9	普通課程の普通職業訓練 修了者（規則別表第2）	7
10	短期課程の普通職業訓練 修了者（規則別表第4/700時間以上） ※旧能開法規則別表第7に定める職業転換課程（700時間以上）修了者を含みます。	10
11	専修訓練課程の普通職業訓練 修了者	10
12	外国の大学卒業者（免許職種に係る学科を修了した者）	2

（注）単一等級の場合、検定職種によっては受講できない場合があります。

次頁へ続く

◎受講申込書類の提出、講習についてのお問い合わせは下記へ  
お願いいたします。（平日：午前9時～午後5時）

## 京都府職業能力開発協会 総務振興課

〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門学校内

E-mail: soumu@kyo-noukai.com

電話 (075) 642-5075(※) FAX. (075) 642-5085

(※音声案内に従って3番を押してください。 平日午前9時～午後5時)

13	旧法の認定職業訓練（3年）労働基準法技能者養成 修了者	7
14	旧法職業訓練・認定職業訓練（2年3600時間）修了者	8
15	旧法職業訓練（1年1800時間）・公共職業補導所（1年1824時間）修了者	10
16	旧総合職業補導所（1年1824時間）修了者	10
17	都道府県が行う家事サービス職業訓練担当者	0

次の①～③に該当する方は、たとえ受講後修了証書の交付を受けても職業訓練指導員免許は交付されません。（職業能力開発促進法第28条第5項）

- ① 精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方
- ② 禁錮以上の刑に処せられた方
- ③ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない方

### 3 定員数 30名

※国・京都府から緊急事態措置の発令等により府県間移動に係る自粛要請があった場合は、京都府外在住の方（府内勤務者は除く）には受講を御遠慮いただく場合があります。

### 4 講習申請の手続

#### (1) 受講申請に必要な書類

		チェック
1	職業訓練指導員免許資格取得講習受講申込書（所定様式 押印は不要です）	<input type="checkbox"/>
2	受講資格のあることを証明する書面の写し （技能検定1級・単一等級合格書、卒業証明書、履修証明書等） *大学・短大・高専・高校等を卒業又は修了した方は、別途教育機関より履修科目と成績の証明を取得していただく必要があります。該当する方は、お早めにご相談ください。	<input type="checkbox"/>
3	実務経歴証明書（所定様式 技能検定1級・単一等級の合格者は不要です）	<input type="checkbox"/>
4	履歴書（市販のJIS規格用紙を使用し、写真をはってください）	<input type="checkbox"/>
5	振込金受付証など、振込明細がわかる証明書等の写し（受講申込書裏面にはってください） *振込方法の詳細は、別紙「職業訓練指導員免許資格取得講習（48時間講習）の受付並びに受講料の払込みについて」を参照。	<input type="checkbox"/>
6	京都府職業能力開発協会会員の協同組合員及び事業所等の所属者の場合は、京都府職業能力開発協会会員証明書	<input type="checkbox"/>

#### (2) 申請について

①当講習案内及び各種申請様式等は、当協会ホームページ（[www.kyo-noukai.com/sidouin-training/](http://www.kyo-noukai.com/sidouin-training/)）よりダウンロードしてください。

※同案内資料一式の郵送をご希望の方は、送付先・氏名・電話番号・講習免許科目・請求部数を記載したメモと、下記に示す部数に応じた切手を同封し、書類提出先まで郵送で請求してください。

切手（1部：140円 2部：210円 3部：250円 4部：250円 5部以上：390円）

②申請受付は、「簡易書留郵便」による郵送のみとし、封筒の表面に「48時間講習申請書在中」と朱書してください。



#### (3) 受付期間及び書類提出先

受付期間：令和4年5月16日(月)から令和4年7月8日(金) ※期間内消印有効

書類提出先：京都府職業能力開発協会総務振興課

〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内

### 5 受講料 15,000円（テキスト代 3,927円と合わせて、18,927円をお振込みください）

・京都府職業能力開発協会会員の協同組合及び事業所等に所属の方は、テキスト代は無料となるので受講料15,000円のみお振込みください。その場合、申請の際に4-(1)受験申請に必要な書類6の「京都府職業能力開発協会会員証明書」を提出ください。

・受講申込後に申込者の都合により受講できなくなった場合は、受講料はお返しいたしません。ただし、審査で受講資格がないことが判明したとき、又は新型コロナウイルス感染状況等で受講を御遠慮いただく場合には、還付請求によりお返しします。

### 6 講習日時及び場所等の詳細

講習の日時、場所等の詳細については、受講決定者には別途通知いたします。

## 職業訓練指導員免許の取得について

職業訓練指導員免許は、職業能力開発促進法に規定された職業能力開発校等で、実技や専門学科を教える場合に保持しなければならないものですが、今日では一般に職業上の指導、監督的立場の人は、この免許を持ってその業務を遂行されることが望ましく、また必要と考えられています。

### 1 職業能力開発促進法に定められている指導員免許職種（4頁の一覧のとおり）

### 2 この免許は、一定の資格のある方が申請することによって取得できます。

その資格者は次のとおりです。

- (1) 職業能力開発総合大学校で当該免許職種に関する長期養成課程、短期養成課程又は職種転換課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る）（職業能力開発促進法第28条第3項第1号）
- (2) 都道府県知事が行う当該免許職種に関する職業訓練指導員試験に合格した者（同法第28条第3項第2号）
- (3) 当該免許職種に関する学科を修めた者で看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習の各教科についての高等学校教諭免許状所持者（同法第28条第3項第3号）
- (4) 48時間講習修了者（同法第28条第3項第3号）

### 3 職業訓練指導員免許の申請手続き

※原則として、居住する都道府県の担当課へ申請してください。

申請に必要な書類（京都府内居住の場合）

- ①職業訓練指導員免許申請書（必要事項を記入の上、2,300円の京都府収入証紙をはり付け）1通  
※京都府・市町村共同電子申請システム（<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/navi/index.html>）から様式をダウンロードできます。
- ②職業訓練指導員免許資格取得講習（48時間講習）修了者が免許を申請する場合は、免許申請書に修了証書写（コピー）を添えて提出してください。
- ③指導員免許を送付のため、郵送料460円分の切手を添えてください。  
※当分の間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による交付とさせていただきます。

**職業訓練指導員免許申請に係るお問い合わせは  
講習受講修了後に下記（京都府）へお願いいたします。**

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

**京都府商工労働観光部 人材育成課 職業訓練推進係**

電話 075-414-5105 FAX. 075-414-5092

ホームページ 京都の能力開発（<http://www.pref.kyoto.jp/noryoku/>）

E-mail: [jinzaiikusei@pref.kyoto.lg.jp](mailto:jinzaiikusei@pref.kyoto.lg.jp)